

第 61 号

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年熊本県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第24号作業の項を次のように改める。

第24号作業	遠隔地水上警戒作業（本土から遠隔の地にある離島の周辺の海域において海上保安庁の巡視船に乗り組んで行う警戒の作業で、人事委員会の定めるものをいう。）	1日につき 1,100円（当該作業が夜間（日没時から日出時までの時間をいう。以下この項において同じ。）に及んだとき、又は当該作業が夜間に行われたときは、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額）
	船舶警ら等作業（船舶に乗り組んで行う作業（遠隔地水上警戒作業であるものを除く。）に限る。）	1日につき 340円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

警察職員の特殊勤務手当の額を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。